

総会

配布：一般

2014年4月9日

原文：英語

人権理事会

第25会期

議事日程議題4

理事会の注意を必要とする人権状況

人権理事会により採択された決議

25/25.

朝鮮民主主義人民共和国における人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章、世界人権宣言、人権に関する国際規約および他の関連する国際人権文書に基づいて、

2013年3月21日の理事会決議22/13および2013年12月18日の総会決議68/183を含む、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する人権委員会、人権理事会並びに総会により採択された全ての従前の諸決議を想起し、そしてこれらの決議の履行を促し、

2006年3月15日の総会決議60/251の第3項を念頭に置きつつ、

2007年6月18日の人権理事会諸決議、同理事会の制度構築に関する5/1、同理事会の特別手続の職務権限保持者の行動規範に関する5/2を想起し、そして職務権限保持者は、これらの諸決議

* 2014年4月25日に、技術的理由により再発行.

およびその添付文書に従って自らの義務を遂行することになっていることを強調し、

朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する調査委員会の朝鮮民主主義人民共和国への訪問を許可することを拒否することによって情報へのアクセスを減らす同国政府の取組にもかかわらず、透明な、公平なまた協議的なやり方でその活動を完了した¹同調査委員会を称賛し、

朝鮮民主主義人民共和国政府に対しその活動に関する包括的な情報を提供することにより、並びに公聴会に対する朝鮮民主主義人民共和国代表の招致を通して、調査の完全な透明性を確保する調査委員会の取組を承認し、

朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する調査委員会および特別報告者に対する、同国へのアクセスを含む、いかなる協力も拡大することを朝鮮民主主義人民共和国政府が断ったことに深く憂慮し、

同委員会により開催された公聴会および秘密面談で証言をした被害者や証人の目撃談の重要性を強調し、

国際刑事裁判所への付託を含む、説明責任を確保するため自らの意思であらゆる制度を使用するという国際社会への、2014年2月18日の声明で、国際連合人権高等弁務官が行った呼びかけを想起し、

調査委員会の報告書に記述されたように、多くの場合、人道に対する罪を構成する朝鮮民主主義人民共和国における組織的な、広範なそして甚だしい人権侵害並びに実行者の刑事責任の免除に深く懸念し、

その勧告が人権理事会の支援を享受している、2010年3月の同理事会の普遍的定期審査の成果報告書の同理事会による採択の時までに、明確にすることへの朝鮮民主主義人民共和国政府の拒否に理事会の重大な懸念を表明し、そして同報告書に含まれた勧告を実施するために、今日まで朝鮮民主主義人民共和国により取られた行動がないことを憂慮し、

¹ A/HRC/25/63 および A/HRC/25/CRP.1 参照。

同国における不安定な人権状況は、朝鮮民主主義人民共和国政府が、困っている全ての住民への自由で妨げられないアクセスを人道機関に提供していないことによりまた、中でも、軍事的支出が国民の食糧へのアクセスに優先するというその国の政策の優先順位により、悪化させられていることを懸念し、

適切な食糧への平等なアクセス並びに、中でも、宗教または信念の自由、表現の自由および結社と集会の自由を確保することによるものを含む、あらゆる人権およびその全住民の基本的自由の十分な享受を確保することは、朝鮮民主主義人民共和国政府の責任であることを再確認し、

特定の危険要因が、女性、子ども、障害者および年長者に影響することおよび放置、虐待、搾取および暴力に対する彼らによるあらゆる自らの人権および基本的自由の完全な享受を確保する必要性を認識し、

人権状況の改善のため、普遍的定期審査過程でまた同理事会の他の手続で、人権理事会と、完全にまた建設的に国家が関わり合うことの重要性を再確認し、

1. 朝鮮民主主義人民共和国における人権に関する調査委員会の報告書¹を歓迎し、そして同報告書が、適切な行動のため、全ての関連する国際連合機関および事務総長に転送されるべきことを再確認する。

2. 朝鮮民主主義人民共和国で犯された、長年のまた現行の組織的な、広範なそして甚だしい人権違反および他の人権侵害を最も強い文言で非難し、そして以下を含む、調査委員会報告書で調査委員会により為された詳細な調査結果に理事会の深刻な懸念を表明する。

(a) 情報に関する徹底した独占および組織化された社会生活についての全般的な管理並びに全ての国民の私生活に浸透している恣意的で違法な国家監視機構を通して強制されている、思想、良心および宗教の自由に対する権利、並びに意見、表現および結社の自由に対する権利の否定。

(b) 国が指定した社会階級および出生に基づいて人々を分類し、そしてまた政治的意見や宗教についての考慮を含む、出身成文制度に基づく差別、雇用への不平等なアクセス、差別的な法規および女性に対する暴力を含む、情勢に対する差別。

(c) しばしば出身成分制度に基づく、国が指定した居住場所や雇用への強制的な割り当てを含む、移動の自由に対する権利のあらゆる側面の侵害、および人が自国を去る権利の否定。

(d) 広範囲にわたる飢餓および栄養失調により悪化させられている、食糧に対する権利と生活に対する権利の関連する側面の組織的な、広範なそして深刻な侵害。

(e) 生活に対する権利の侵害および皆殺し、殺人、奴隷にすること、拷問、投獄、レイプや性的暴力の他の深刻な形態および政治犯収容所や通常の刑務所における政治的、宗教的並びにジェンダーを理由とした迫害の行為、並びに罪のない個人に課せられる過酷な刑を伴った連帯罰の広範な実行。

(f) 大規模でまた国の政策事項としての、他国からのものを含む、組織的な拉致、帰還の拒否およびその後の人の強制失踪。

3. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、同国における人権侵害を認めることおよび特に、調査委員会の報告書における関連する勧告の実施を通して、以下の措置を含むがそれに限定されない、あらゆるかかる違反や侵害を止めるための直ぐの措置を講じることを促す。

(a) 独立した新聞や他のメディアの設立を許可することを含む、思想、良心および宗教の自由に対する権利、並びに意見、表現および結社の自由に対する権利を、確保すること。

(b) 出身成分制度に基づく国が後押しをした差別を含む、国民に対する差別を終わらせることおよびジェンダー平等を確保しそしてジェンダーに基づく暴力から女性を保護するための即座の措置を講じること。

(c) 人の居住および雇用の場所を選択する自由を含む、移動の自由に対する権利を確保すること。

(d) 人道援助が脆弱な人々に誠実に提供されるように、当該援助の提供に関する十分な透明性を通じたものを含む、食糧に対する平等なアクセスを促進すること。

(e) 強制労働の慣行を含む、政治犯収容所に関連したあらゆる人権侵害を直ちに停止させること、全ての政治犯収容所を解体しそして全ての政治犯を解放すること、そして公正な裁判と適法手続のための保護を提供する司法部門改革を確保すること。

(f) 拉致されてきたかまたは他の方法で強制的に失踪させられた全ての人、並びにその子孫が、自らの出身国に直ちに帰ることを許すこと。

4. 朝鮮民主主義人民共和国に戻った難民および亡命希望者および海外から帰還して収容、拷

問、残酷な、非人道的なまた品位をおとしめる取扱、性的暴力、強制失踪または死刑を含む制裁の対象とされた朝鮮民主主義人民共和国の他の国民の状況に関する委員会の調査結果に深い懸念を表明し、またこれに関連して、全ての国家に対し、保護を求める者の人権を保護する目的で、ノン・ルフールマンの基本的原則を尊重し、保護を求める者を人道的に取り扱いそして難民高等弁務官および同事務所への妨害のないアクセスを確保することを強く促し、また締約国に対し、国際人権法並びに難民の地位に関する 1951 年条約およびその 1967 年の議定書の下での自らの義務を、これらの文書が適用される朝鮮民主主義人民共和国からの人々に関連して、遵守することを今一度促す。

5. 集められた証言および受領された情報の多数が、10 年の間国家の最高水準で制定された政策に従って、人道に対する罪が朝鮮民主主義人民共和国において犯されてきたことを信じる筋の通った根拠を提供し、これらの人道に対する罪は、皆殺し、殺人、奴隷にすること、拷問、投獄、レイプ、強制墮胎や他の性的暴力、政治的、宗教的、人種的およびジェンダーを理由とした迫害、住民の強制移住、人の強制失踪並びに故意に長引く飢餓を引き起こす非人道的行為を必然的に伴っているという委員会の調査結果を認めまたそれに深く困惑させられた。

6. 朝鮮民主主義人民共和国当局が、人道に対する罪および他の人権侵害に責任を有するものを訴追しなかったことを強調し、そして国際社会の構成員に対し、義務的取組に協力しそしてこれらの犯罪が処罰されないまま残らないことを確保することを奨励する。

7. 総会が調査委員会の報告書を、調査委員会の関連する結論および勧告を考慮しつつ、人道に対する罪に相当する可能性がある者を含む、人権侵害に責任を有する者が、責任を問われるために、適切な国際刑事司法制度への朝鮮民主主義人民共和国における状況の付託の審議を通して、審議および適切な行動並びに人道に対する罪に最も責任を有すると思われる者に対する効果的な対象を特定した制裁のための範囲の審議のため、安全保障理事会に送付することを勧告する。

8. 1 年間の間、人権理事会決議 22/13 に従った朝鮮民主主義人民共和国における人権状況についての特別報告者の職務権限を延長することを決定する。

9. 国際連合機関を含む、関連する全ての当事者に対し、朝鮮民主主義人民共和国における悲惨な人権状況に対処するためその報告書において調査委員会が行った勧告の実施を考慮すること

を求める。

10. 国際連合人権高等弁務官事務所に対し、その報告書において調査委員会が行った勧告について緊急にフォローアップし、そして朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の監視および文書化を強化する現場ベースの組織の設立を通して、増加した支援を特別報告者に提供すること、説明責任を確保すること、関係する全ての国家の政府、市民社会および他の利害関係者との関与と能力構築を向上すること並びに持続的な意思疎通、政策提言および一般広報活動を通してものを含んで、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の可視性を維持することを要請する。

11. 高等弁務官事務所に対し、事務総長の総会への定期年次報告書のなかで、総会の第 69 会期現在で有効な、朝鮮民主主義人民共和国における人権状況についてのそのフォローアップ努力について、報告することもまた要請する。

12. 特別報告者に対し、調査委員会の勧告の実施において為されたフォローアップ努力に関するものを含む、自らの職務権限の実施について、人権理事会および総会に定期報告書を提出することを要請する。

13. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、特別報告者を招きそして十分に協力すること、そして同国への訪問に対し制限のない立ち入りを特別報告者と支援職員に与えること、また彼らに当該職務権限を遂行することを可能にするためにあらゆる必要な情報を提供することを促す。

14. 朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、建設的なやり方で 2014 年の同理事会の普遍的定期審査に参加すること、同国における人権状況の開かれたまた包括的な再検討を始めること、そして不適當な遅延なしに、審査中に提示された勧告に対して明確な反応を提供することもまた促す。

15. 専門機関を含む国際連合、国家、地域的政府間機構、利害関係機関、独立専門家および非政府組織に対し、建設的な対話と特別報告者を含む特別手続の職務権限保有者との協力並びに高等弁務官事務所の現場ベースの組織を策定することを奨励する。

16. 朝鮮民主主義人民共和国との関係を有する全ての国家に対し、政治犯収容所を閉鎖するこ

とおよび重大な制度改革を遂行することにより、あらゆる人権侵害を終わらせるための即座の措置を講じることをそれに奨励するため自らの影響力を行使することを奨励する。

17. 事務総長に対し、特別報告者の職務権限を効果的に遂行するために必要なあらゆる支援および適切な職員配置を特別報告者に提供すること、そして職務権限保持者が、高等弁務官事務所の支援を受けることを確保することを要請する。

18. 特別報告者の全ての報告書を、適切な行動のために、国際連合の関連する全ての機関および事務総長に伝えることを決定する。

第 55 回会合

2014 年 3 月 28 日

[30 対 6、棄権 11 の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、コスト
リカ、コートジボワール、チェコ共和国、エストニア、フランス、ドイツ、アイルランド、イ
タリア、日本、カザフスタン、モルディブ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ペルー、フ
ィリピン、大韓民国、ルーマニア、シエラレオネ、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国、ア
ラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、アメリカ合衆国

反対：

中国、キューバ、パキスタン、ロシア連邦、ベネズエラ（ボリバル共和国）、ベトナム

棄権：

アルジェリア、コンゴ、エチオピア、ガボン、インド、インドネシア、ケニヤ、クウェート、
ナミビア、サウジアラビア、南アフリカ]